

# 見守り 新鮮情報

## 第61号

4日前、申し込んでいない**天皇皇后両陛下**の  
写真が入った**額**が80歳代の**父宛**に届いた。  
同封されていた**振込用紙**には、  
「金婚式のお祝いの記念です」  
「今回だけは

**ご賛同**くださいませ」と書かれている。

事前に電話勧誘があったかどうかを  
父にたずねたが、**記憶があいまい**で、  
事実はわからない。

**高額**でもあり代金の支払いには  
応じたくない。



# ご成婚50周年のお祝い、と天皇皇后 両陛下の写真が送られてきた!

■平成21年3月 ■北海道・東北地方



## ひとこと 助言

悪質な業者に  
注意しよう



見守るくん

- 天皇皇后両陛下のご成婚50周年に便乗した商法と思われます。「お祝いの記念」「ご賛同ください」といった、ご成婚記念のお祝いを目的としたものと勘違いさせるような文言が使われていますが、業者と皇室とは全くかわりありません。
- 注文していない商品を一方的に送りつけられたのであれば、届いた日から14日間保管すれば、自由に取り扱うことができます。代金を支払ったり、自分から商品を返送したりする必要はありません。
- 仮に、事前に電話があり購入を承諾した場合でも、契約書面受領後8日以内であれば、クーリング・オフで契約の無条件解除ができます。
- 同様の手口にあった場合は、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。